

伊 勢 市 公 報

第 23 号
平成 18 年 10 月 20 日
金 曜 日

目 次

	頁
告 示	
道路の区域変更について	2
道路の供用開始について	3
選挙管理委員会告示	
三重海区漁業調整委員会委員選挙関係	
・ 選挙人名簿の縦覧日時及び場所について	4
検察審査員候補者選定関係	
・ 検察審査員候補者選定くじを行う日時・場所及び方法について	5
農業委員会告示	
伊勢市農地移動適正化あっせん基準について	6
公 告	
農用地利用集積計画の作成について	14
犬の抑留について	15
伊勢市国民保護計画（素案）の公表について	16

伊勢市告示第 96 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

平成 18 年 10 月 3 日

伊勢市長 森 下 隆 生

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市道	小俣 16 号線	小俣町元町 389 番地先から 小俣町元町 372 番 2 地先まで	旧	6.5	70.0
			新	6.5～15.0	76.5

区域を変更表示した図面を縦覧する場所および期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持管理課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 97 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

平成 18 年 10 月 3 日

伊勢市長 森 下 隆 生

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
小俣 16 号線	小俣町元町 389 番地先から 小俣町元町 372 番 2 地先まで

供用開始の期日 平成 18 年 10 月 3 日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持管理課

縦覧する期日 告示の日から 2 週間

伊勢市選管告示第 89 号

平成 18 年 9 月 1 日現在で調製した三重海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧
日時及び場所を、下記のとおり定めます。

平成 18 年 10 月 4 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

- 1 縦覧日時 平成 18 年 10 月 20 日（金）から 11 月 3 日（金）までの間、
毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
- 2 縦覧場所 伊勢市岩淵 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市役所東庁舎 4 階
伊勢市選挙管理委員会室
（休日は、本庁舎 1 階守衛室）

伊勢市選管告示第 90 号

平成 18 年度検察審査員候補者選定のためのくじを行う日時、場所及び方法を、下記のとおり定めます。

平成 18 年 10 月 4 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

- 1 日 時 平成 18 年 11 月 2 日 (木) 午前 9 時
- 2 場 所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市役所東庁舎 4 階
伊勢市選挙管理委員会室
- 3 方 法 検察審査員候補者選定規程 (平成 17 年選挙管理委員会告示第 12 号) によります。

伊勢市農業委員会告示第2号

伊勢市農地移動適正化あっせん基準を次のように定める。

平成18年10月2日

伊勢市農業委員会
会 長 中 川 堯

伊勢市農地移動適正化あっせん基準

(農用地等の権利を取得させるべき者)

第1 農用地等(農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。)第6条の農業振興地域内にある、同法第3条に定める農用地等及びそのような農用地等とすることが適当な土地。以下同じ)の権利を取得させるべき者は次のとおりとする。

1 農業を営む者で次に掲げる要件をそなえている者

(1) 専ら又は主としてその農業経営に従事すると認められる青壮年の家族農業従事者(農業生産法人にあっては、常時従事者たる構成員)がいること。

(2) その者が現に農業に従事している農業経営の経営主、農業後継者又は新規就農希望者であって、かつ、農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

農業生産法人にあっては、理事等業務執行権を有する構成員の大部分の者が、当該法人を農業生産の中核的担い手に準ずる農業生産法人に志向させる意欲と能力を有すると認められること。

(3) その者が農業経営の経営主であって年齢が満60歳以上である時は、その後継者が現に農業に従事しているか、又は近く従事する見込みがあると認められること。

農業生産法人にあっては、理事等業務執行権を有する構成員の大部分の者の年齢が満60歳以上であるときは、その業務執行権を継承できると認められる年齢満55歳以下の構成員又は構成員の一般承継人が現にその法人の農業に従事しているか、又は近く従事する見込みがあると認められること。

(4) その農業経営における当該農用地等の権利取得後の経営面積(農業生産法人にあっては、その経営面積をその常時従事者たる構成員に属する世帯の数で除した面積。肉用牛飼育経営に係る施設の用に供される土地にあっては、飼養規模。以下同じ。)が次に掲げる場合を除き、別表1に掲げる作物及び経営形態別基準面積(肉用牛飼育経営に係る施設の用に供される土地にあっては、基準飼養規模。以下「基準面積」という。)を超えるものであること。

ア 農用地等を交換する場合で、その一方の当事者の経営面積が基準面積に達していないが、他方の当事者の経営面積が基準面積を超えているか、若しくはその交換の結果超えることとなり、かつ、その耕作農地の集団

化に著しく寄与すると認められる場合。

イ 経営規模拡大目標面積を超えている農業を営む者が多いため、当該地域における農家の平均の経営面積を基礎として基準面積を定めることが適当でない場合。

ウ 権利を取得させるべき者が新規就農希望者（新たに農業経営を行おうとする者（その世帯の農業経営の移譲により新たに農業経営を行おうとする者を除く。）をいう。）である場合。

（５）その農業経営の資本装備が農用地等の効果的利用の観点からみて適当な水準であるか、又は近く適当な水準になる見込みがあると認められること。

（６）その者が取得する農用地等を伊勢市農業振興整備計画に定める農用地利用計画に従って利用することが確実と認められること。

2 農地保有合理化法人

（１）財団法人 三重県農林水産支援センター（以下「支援センター」という。）

（２）伊勢農業協同組合

3 独立行政法人農業者年金基金（農振法第3条第4号の農業用施設の用に供される土地（整備してこれらの施設の用に供される土地とすることが適当な土地を含む。）であって、農業者の共同利用に供されるものについては、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人又は農地法施行令（昭和27年政令第445号）第1条の6第1項第4号の2に規定する法人を含む。）

（あっせんの順位）

第2 農用地等の権利を取得させるべき者に対するあっせんの順位は、次のとおりとする。

1 農業を営む者を第1順位とする。この場合、認定農業者（農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定により認定を受けたものをいう。）を優先して斡旋する。

2 農用地等の権利を取得させるべき農業を営む者が、2人以上いる場合は、次に掲げる事項を総合的に検討のうえ、あっせんにより権利を取得させるべき者を選定するものとする。

（１）農用地等の権利の取得後における経営面積と別表2の経営規模拡大目標

面積との格差が小さい者に対して優先的にあつせんするものとする。

- (2) 伊勢市農業振興地域整備計画、経営構造対策事業計画等に置いて育成しようとする農業経営を行おうとする者に対して優先的にあつせんするものとする。
- (3) あつせんすべき農用地等の位置、その他の利用条件からみて、その農用地等を最も効率的に利用することができる者と認められる者に対して優先的にあつせんする。
- (4) 農用地等の集団化に資する程度が最も大きいと認められる者に対して優先的にあつせんするものとする。
- (5) 地域農業の中核的な担い手の育成、確保を図るため最も適当と認められる者に対して優先的にあつせんするものとする。

3 農業を営む者に対するあつせんが不成立の場合、又は農業を営む者にあつせんするよりも支援センターにあつせんするほうが農地保有の合理化に著しく寄与すると認められる場合には、支援センターにあつせんするものとする。

なお、農地保有の合理化に著しく寄与すると認められる場合とは、支援センターが有する農用地利用に係る権利の集積・保有・再配分機能等公的機関としての機能、利点等が十分に活用されると見込まれる場合であつて、あつせんに係る農用地等について次に掲げる条件を備える場合等である。

- (1) 農地保有合理化担い手育成地域推進事業実施要領（平成16年3月30日付け、15経営第6698号農林水産事務次官依命通知）の第4に規定される農地保有合理化担い手育成地域推進事業が実施される見込みのある場合、又は現に実施されている場合等、農用地等の面的集積、集団化を図るために総合的な権利関係の調整等を必要とする場合。
- (2) 農業農村整備事業、経営構造対策事業、農用地開発事業、緑資源公団事業等が実施される見込みのある場合、又は現に実施されている場合。
- (3) 農用地等の所有者が緊急にその処分を必要とする場合。

4 農業を営む者に対するあつせんが不成立の場合であつて、あつせんに係る農用地等が離農希望者の申し出によるものであり、かつ、農業者年金基金にあつせんすることが適当であると認められる場合には、農業者年金基金にあつせんするものとする。

（特別基準）

第3 交換分合事業、ほ場整備事業、農用地開発事業、経営構造対策事業等の事業実施計画地区において、第1及び第2の基準によりあつせんを行うこ

とにより、その遂行に支障を生じると認められる場合には、この基準にかかわらず事業実施計画に即したあっせんをするものとする。

(適用範囲)

第4 農用地等の交換で、そのいずれか一方の農用地等が農用地区域外に存する場合には、第1、第2、第3の要件は、農用地区域内に存する農用地等の権利を取得させるべき者についてのみ適用するものとする。

付 則 この基準は、三重県知事の認定のあった日から適用する。

(別表 1)

作物及び経営形態別基準面積

作物及び経営形態		基準面積 (基準飼養規模)	備 考
個別経営	水稲中心 A	水稲 8 6 a	
"	水稲中心 B	水稲 7 6 a	
"	施設花卉中心	花弁花木 2 3 a 水稲 6 a	
"	施設野菜中心	施設野菜 1 2 a 水稲 1 6 a	
"	果樹中心	果樹類 4 1 a 水稲 5 a	
"	肉牛中心	肉用牛 8 8 頭 水稲 2 4 a	

(別表2)

経営規模別拡大目標面積

経営形態	目標面積(目標飼養規模)	備考
個別経営 水稲中心 A	水稲13ha 小麦1ha 大豆1ha	生産調整対応
水稲中心 B	水稲3ha	生産調整対応、もち加工複合
施設バラ中心	施設バラ0.3ha	
施設ガーベラ中心	施設ガーベラ0.3ha	
施設キク中心	施設キク0.3ha 施設トマト0.3ha 露地キク0.1ha	
施設花き中心	施設花き0.3ha	
ハウスイチゴ中心	ハウスイチゴ0.2ha	
菌床しいたけ中心	菌床しいたけ20,000玉 水稲3.0ha	
施設トマト中心	施設トマト0.3ha	
ハウスきゅうり中心	ハウスきゅうり0.3ha	
水耕みつば中心	水耕みつば0.3ha	
果樹中心	果樹0.6ha	
施設メロン	施設メロン0.2ha	
肉牛中心	和牛雌100頭	

	養豚中心	施設0.4 h a 母豚60頭	
	青ネギ中心	青ネギ1 h a	
	養鶏中心	30,000羽	
組織経営	水稻中心C	水稻10 h a 小麦3 h a 大豆2 h a	作業受託20 h a

伊勢市公告第 54 号

農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 18 年 10 月 2 日

伊勢市長 森 下 隆 生

農用地利用集積計画(利用権設定)

利用権を設定する人	利用権の設定を受ける人	利用権設定面積	備考
2 人	1 人	990 m ²	1 年
12 人	8 人	31,964 m ²	3 年
3 人	2 人	15,826 m ²	5 年
4 人	4 人	4,070 m ²	6 年
2 人	1 人	8,355 m ²	10 年

伊勢市公告第 55 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法(昭和 25 年法律第 247 号)第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 18 年 10 月 6 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市竹ヶ鼻町	雑種	白黒	雄	中	不明	

2 抑留した日 平成 18 年 10 月 5 日

3 抑留期限 平成 18 年 10 月 11 日

4 連絡先

伊勢市生活環境部環境政策課(電話 0596-21-5540)

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室(衛生指導課)(電話 0596-27-5151)

伊勢市公告第 56 号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)第 35 条第 1 項の規定に基づき伊勢市国民保護計画を定めたいので、伊勢市政策意見提出制度(パブリック・コメント制度)実施要綱(平成 17 年 11 月 1 日施行)第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり伊勢市国民保護計画(素案)及び資料を公表します。

なお、伊勢市国民保護計画(素案)について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

平成 18 年 10 月 11 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 公表する計画案

伊勢市国民保護計画(素案)

素案及び資料は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 伊勢市まちづくり推進部防災防犯課
- (2) 二見総合支所地域振興課
- (3) 小俣総合支所地域振興課
- (4) 御園総合支所地域振興課
- (5) 神社支所
- (6) 大湊支所
- (7) 宮本支所

- (8) 浜郷支所
- (9) 豊浜支所
- (10) 北浜支所
- (11) 城田支所
- (12) 四郷支所
- (13) 沼木支所
- (14) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (15) 伊勢市立伊勢図書館
- (16) 伊勢市立小俣図書館
- (17) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (18) 伊勢市二見生涯学習センター

3 縦覧期間

自 平成 18 年 10 月 11 日（水）

至 平成 18 年 10 月 31 日（火）

4 意見の提出

(1) 意見を提出することができるもの

- ・ 市内に住所を有する者
- ・ 市内に事務所又は事業所を有する者
- ・ 市内に在する事務所又は事業所に勤務する者
- ・ 市内に在する学校に在学する者
- ・ 本市に対して納税義務を有するもの
- ・ 前各号に掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有するもの

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、伊勢市まちづくり推進部防災防犯課に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください

い。

[提出先]

伊勢市まちづくり推進部防災防犯課 伊勢市役所本館 2階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩淵1丁目7番29号 伊勢市役所 防災防犯課

ファクシミリ 0596 - 21 - 5522

電子メール bousai@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

平成18年10月31日(火)【ただし、郵送の場合は、当日付消印まで有効とします。】

(4) 問い合わせ先

伊勢市まちづくり推進部防災防犯課 電話 0596-21-5523